

## 5-81 非常点滅表示灯

### 5-81-1 装備要件

自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに最高速度 40km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。

(保安基準第 41 条の 3 第 1 項)

### 5-81-2 性能要件

#### 5-81-2-1 視認等による審査

(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1(1)(③の表口及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 217 条第 1 項関係)

(2) 指定自動車等に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条第 2 項関係)

#### 5-81-2-2 テスタ等による審査

5-81-2-1(1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

#### 5-81-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 217 条第 3 項関係)

- ① 非常点滅表示灯については、5-79-3(1)①、②及び⑤から⑦まで並びに5-79-3(2)(⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに5-79-3(3)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には5-79-3(2)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。
- ② すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。
- ③ 左右対称に取り付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。
- ④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。

ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合又は当該自動車が発生事故にあった場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。

なお、ただし書きの規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。

(2) 次に掲げる非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第217条第4項関係)

- ① 指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える非常点滅表示灯と同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯

#### 5-81-4 適用関係の整理

4-81-4の規定を適用する。